

中小企業振興総合補助金の見直し・拡充の方針

1. 新事業新製品新技術開発支援事業の拡充

① 拡充のポイント

現行制度では、補助対象となる要件に、「新事業、新製品、新技術は、地域の農畜産物や地域資源等との関連性が認められるもの」としている。  
新事業新製品新技術開発支援事業が、市内における、ものづくり産業の製品開発・研究を真に促すものとするべく、市の政策方針等に合致する新製品等の開発を支援する旨を明示する。

② 規則改正内容 ※文言は今後変わることがあります

富良野地域の農畜産物や地域資源等を活用し新事業、新製品又は新技術を研究開発し、商品化しようとする中小企業者等（農業者又は農業生産法人も含む）に対し、その開発経費の一部を予算の範囲内で補助する。

↓

富良野地域の農畜産物や地域資源等を活用した新事業、新製品又は新技術、富良野市が推進する政策等と合致すると認められる新事業、新製品又は新技術を研究開発し、商品化しようとする中小企業者等（農業者又は農業生産法人も含む）に対し、その開発経費の一部を予算の範囲内で補助する。

③ 要領改正内容 ※文言は今後変わることがあります

- 1) 富良野地域の農畜産物
- 2) 中小企業地域資源活用促進法に基づき北海道が策定した基本構想の地域産業資源  
小麦、富良野の YES ! clean 米、富良野のスイカ  
富良野のタマネギ、富良野のにんじん、富良野の馬鈴しょ  
富良野のメロン、ふらの牛乳、ふらの和牛、ふらのスイーツ  
ふらのワイン、富良野カレー（富良野オムカレー）  
ふらの天然水 原始の泉、富良野地域のラベンダー園  
富良野スキー場、ドラマ「北の国から」ロケ地  
北海へそ祭り、富良野演劇工場
- 3) 第二次富良野市環境基本計画及び富良野市地球温暖化対策実行計画の推進に資すると認められるもの
- 4) 富良野市が指定する次の政策分野に関連づけられると認められるもの
  - ① 農業分野
  - ② 医療・介護・健康関連産業分野
  - ③ 子育て関連産業分野
  - ④ 防災関連産業分野

※第2回審議会の際、配布したものと同一ものです。

5) その他市長が特に認めるもの

例～富良野の雪、森、川など、地域に関連づけられるもの

## 2. 人材育成支援事業の拡充

### ① 拡充のポイント

中小企業者等に対する金融の円滑化を図るための臨時措置に関する法律（通称「中小企業金融円滑化法」）が平成24年度末で失効すること、また、景気動向など中小企業経営を取り巻く環境がなかなか好転しないことから、中小企業者等の財務状況や経営の改善につながるようなセミナー等の開催を促し、経営等の改善を支援する。

### ② 規則改正内容 ※文言は今後変わることがあります

新事業、新製品又は新技術の研究開発、若しくはマーケティング活動を促進する目的で、セミナー、講演会等を開催しようとする中小企業団体等に対し、その開催経費の一部を予算の範囲内で、補助する。

↓

新事業、新製品又は新技術の研究開発、マーケティング活動の促進、若しくは中小企業者等の経営等を改善する目的で、セミナー、講演会等を開催しようとする中小企業団体等に対し、その開催経費の一部を予算の範囲内で、補助する。

### ③ 要領改正内容 ※文言は今後変わることがあります

セミナー、講演会、シンポジウム、勉強会で次の二つの条件を満たすものを対象とし、下記の経費を補助対象とします。

① 広く一般に参加を呼びかけるもの

② 次に掲げる事項に合致すると認められるもの

ア 新製品又は新技術の研究開発意欲を高める内容のもの

イ マーケティング活動の強化や、販売促進、サービス改善等意欲を高める内容のもの

ウ 中小企業者等の財務状況や経営の改善につながる内容のもの

エ その他市長が認めたもの

※第2回審議会の際、配布したものと同一ものです。

### 3. マーケティング・サービス改善支援事業の拡充

#### ① 拡充のポイント

インターネットを活用した販売促進等の対応について、活用できる旨を明示する。

#### ② 規則改正内容 ※文言は今後変わることがあります

マーケティング活動の強化や、販売促進、サービス改善に向け実施する事業に係る経費で、次に掲げる経費

- (1) 旅費
- (2) 資料購入費
- (3) 専門家の招聘経費（謝金、旅費に限る）、コンサルタント費
- (4) パンフレット、パネルなど宣伝材料の制作費
- (5) 展示会、商談会等の出展負担金
- (6) 市場調査等の実施経費
- (7) その他市長が認めたもの。なお、食糧費を含めない。

↓

- (1) 旅費
- (2) 資料購入費
- (3) 専門家の招聘経費（謝金、旅費に限る）、コンサルタント費
- (4) パンフレット、パネルなど宣伝材料の制作費
- (5) 展示会、商談会等の出展負担金
- (6) 市場調査等の実施経費
- (7) 商品販売、予約等を行うWEBサイトの制作費。なお、WEBサイトの維持管理に係る費用を含めない。
- (8) その他市長が認めたもの。なお、食糧費を含めない。

#### ③ 要領改正内容 ※文言は今後変わることがあります

※規則改正内容と同内容のため、省略

※第2回審議会の際、配布したものと同一ものです。

#### 4. LED 街路灯整備モデル事業の拡充

##### ① 拡充のポイント

平成24年度において運用した制度では、防犯灯の設置補助制度とあわせて、LED灯へ転換する場合の交付限度額を1基あたり27,000円としていたが、街路灯は、1基あたり複数の電灯が設置されているものもあり、防犯灯と比較して費用負担が大きく、街路灯維持管理団体もLED灯の整備に踏み切れない状況となっている。LED灯への交換を促すため、限度額を1灯あたり27,000円へ改定する。

##### ② 規則改正内容 ※文言は今後変わることがあります

市長が認めた額の10分の4以内とし、次に掲げる限度額以内とする。

ア 電灯のみLED照明へ交換する場合 街路灯1基あたり2万7千円

イ 街路灯を新設又は更新し、LED街路灯として整備した場合 街路灯1基あたり5万円

↓

市長が認めた額の10分の4以内とし、次に掲げる限度額以内とする。

ア 電灯のみLED照明へ交換する場合 街路灯1灯あたり2万7千円

イ 街路灯を新設又は更新し、LED街路灯として整備した場合 街路灯1基あたり8万円

##### ③ 要領改正内容 ※文言は今後変わることがあります

補助金の交付限度額は、

① 電球のみLEDに変更する場合は街路灯1灯あたり27,000円とする。

② 街路灯そのものを更新する場合には、街路灯1基あたり80,000円を限度額とする。